平成２３年（再イ）第２０号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番６－301号
再生債務者　清田　尚人
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月14日まで
平成23年５月24日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再イ）第２３号
兵庫県川西市栄根１丁目４番19号207
再生債務者　北村　京子
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月14日まで
平成23年５月24日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再イ）第６号
岡山市北区桑田町16番９号
再生債務者　早瀬　明美
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月14日まで
平成23年５月24日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第５３号
愛媛県伊予市市場甲175番地14
再生債務者　福田　陽二
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月22日まで
平成23年５月25日　松山地方裁判所

平成２２年（再イ）第４号
高知県安芸郡安田町大字東島3860番地
再生債務者　小島　　司
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月22日まで
平成23年５月25日　高知地方裁判所安芸支部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成１８年（再イ）第２３７号
大阪府松原市天美南１丁目１番19号
再生債務者　鳥居　律子
1　決議に付する変更再生計画案　平成23年５月13日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成23年６月20日まで
平成23年５月23日　大阪地方裁判所堺支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第２３４号
神戸市垂水区山手５丁目３番６号
再生債務者　西田　昌弘
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年12月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年５月24日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第１０９号
兵庫県加古川市尾上町口里218番地の６
再生債務者　沼田　浩一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年５月25日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第１号
北海道標津郡標津町北１条西４丁目６番２号
再生債務者　今野　真輔
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月21日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月５日から平成23年７月26日まで
釧路地方裁判所根室支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再口）第１０００５号
茨城県古河市大山801番地１
再生債務者　秋庭　一之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月８日まで
平成23年５月25日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再口）第１号
千葉県君津市常代５丁目１番17号
再生債務者　山本　　諭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月８日まで
平成23年５月25日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（再口）第１号
岐阜県関市桜台２丁目７番９号
再生債務者　松村　憲道
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月15日まで
平成23年５月25日　岐阜地方裁判所

平成２２年（再口）第７号
茨城県取手市井野台３丁目７番21号
再生債務者　渡部　則之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月20日まで
平成23年５月24日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２３年（再口）第７号
大阪府吹田市原町３丁目46番１－602号
再生債務者　植田　隆治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月21日まで
平成23年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第１０号
大阪市鶴見区放出東２丁目22番32号
再生債務者　松下　喜一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月21日まで
平成23年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第２４号
大阪府東大阪市河内町11番17号
再生債務者　濵田　和範
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月21日まで
平成23年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再口）第２号
堺市堺区南花田口町２丁３番10－201号
再生債務者　生野　雅也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再口）第７号
神奈川県座間市相模が丘２丁目２番44号
再生債務者　藤井　広美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
横浜地方裁判所相模原支部